

平成 18 年度税制改正要望について

平成 18 年度の税制改正について、当協会では、9 月度常務理事会において、別紙のとおり要望事項を取りまとめ、本日、財務大臣、経済産業大臣、総務大臣、並びに自由民主党政務調査会長及び税制調査会長に要望書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

平成 17 年 9 月 21 日
日本チェーンストア協会
広報・生活者担当
TEL:03-5251-4600
FAX:03-5251-4601

平成 1 8 年度税制改正要望

平成 1 7 年 9 月

日本チェーンストア協会

平成18年度税制改正要望事項について

税制改正に対する考え方

【基本的視点】

【具体的意見】

- 1．個人所得課税の抜本的見直しについて
- 2．消費課税について

国税関係

- 1．パートタイマーの非課税限度額（103万円）の引上げ
- 2．法人税の課税ベース見直し
 - （1）交際費、寄付金等の損金制度見直し
 - （2）事業用定期借地権契約に基づく借地権上の建物耐用年数見直し
- 3．省エネルギー促進税制の創設
- 4．IT投資促進税制の期限延長
- 5．17号文書等における印紙税の廃止
- 6．電子保存の適用拡大

地方税関係

- 1．事業税における外形標準課税の見直し
- 2．事業所税の廃止
- 3．法人住民税の検討
 - （1）均等割課税方式の是正

(2) 申告納税制度の見直し

4 . 納税事務の簡素化

平成18年度税制改正要望事項について

< 税制改正に対する考え方 >

【基本的視点】

本年6月、政府税制調査会基礎問題小委員会によって公表されました『個人所得課税に関する報告書』は、平成18年度以降の税制改正の検討を行う上で、目指すべき個人所得課税の改革のグランドデザインを描いていくためのものとして位置付けられました。

しかしながら、当該報告書に記述されている今後の税制改革の方向性を、「増税を基軸」にしてグランドデザインを描いていますが、もっぱらに国及び地方自治体の財政均衡を図ることに置かれているとしか思えず、当協会は真実のところ、現下の消費者・生活者の生活環境等の実態を真に踏まえての判断であるのかいささか疑問を感じます。

その判断の背景は、8月の月例経済報告（政府）及び金融経済月報（日銀）において、設備投資や個人消費など内需が堅調に推移しているとされ、「企業部門の好調が家計部門に波及する好循環が強まり、景気は踊り場の状況を脱却している」との判断等によると考えられますが、企業部門の好調さは、自動車、電機、鉄鋼、化学など一部製造業や素材産業の設備投資の動向や、米国や中国への輸出の伸びが牽引役となって全体の数値を引き上げているものであり、当協会のような小売業界における一般消費者の消費行動を見るに、真に波及しているとは言い難く、内需の堅調さを感じ取ることができるまでには至っていないのが現実です。また、近時の原油価格の高騰による各種産業に与える影響（国内外を問わず）も、今後の景気回復にとって無視できない状況にあるのではないかと考えます。

因みに、当協会会員社（平成17年8月現在95社）の総販売額の推移を見ると、平成9年度から平成16年度まで8年連続の前年度比マイナスで推移しており、この間約2兆6千億円の総販売額減となっています。この減少傾向は平成17年度に入っても変わりはなく、依然、月次でも前年同月比マイナスで推移しています。

このことは、政府及び日銀が「企業部門の好調が家計部門に波及」と見ていることとは裏腹に、当業界のような一般消費者の日々の家計に最も密接な関わりを持つ生鮮食品等を業としている部門における消費行動の現状を分析すると、引き続き消費者による購入額の切り詰め・購入品の買い控え傾向にあることや、その傾向に裏打ちされているようにデフレの解消にも至っていないこと

などから、非常に厳しい状況に置かれていることを表しています。

なお、本年7月総務省発表の「全国人口動態調査」によれば、男性人口（約6,200万人）は1968年の調査開始以来、初めて減少した（対前年比-0.02%約1万人減）としており、我が国は「人口減少社会」に移行し始めたことが明らかになったと言えます。更には、出生率も史上最低を更新し続けており一向に回復する兆しもない中で、高齢化が予想以上に加速してきていると見られています。当然、このような人口減少傾向は労働力や消費に影響し、雇用者報酬のダウンをはじめ高齢者による貯蓄の取崩しなどを引き起こし、個人消費主導の経済成長も期待できないこととなります。

このような中でまず求められるべきは「増税」ではなく、国及び地方自治体における徹底した「行財政改革」が必要不可欠です。実質的な公務員削減を含んだ行政改革も一向に進まず、増大する社会保障費の抑制等財政改革も進んでいません。また、近時、社会保険庁や公社・公団等公的機関の不透明な支出が露見するなど不祥事も見られ、こうした実情を解消しない限り、国及び地方自治体が財政悪化を訴え「増税」に理解を求めても一般国民の納得は全く得られません。

まず、目に見える形で行財政改革を徹底的に実施し、その結果を分かり易く一般国民に公表していくことが優先されるべきことであると考えます。

【具体的意見】

1. 個人所得課税の抜本的見直しについて

(1) 政府税制調査会基礎問題小委員会は、平成18年度以降の税制改革について、逼迫した財政再建のため「増税」を基本とする考え方の下、個人所得に係る税制を抜本的に見直す姿勢を打ち出し、平成18年1月から半減される所得税及び住民税の定率減税を「平成18年度（平成19年1月）において廃止する」と決定付けました。

また、今後においては、新たに 給与所得控除の縮小、配偶者控除の根本的見直し、扶養控除及び特定扶養控除の簡素化・集約化による見直し等を行うとしています。

(2) このような見直しを行う背景として、少子高齢化社会の進展を掲げ、国民全体で国家財政を支えることを必要としており、更に、これまでの諸控除の拡充や税率の引下げを理由としつつ、欧州諸国等との国際比較において租税負担率は2分の1程度となっており財源調達機能が低下してきていることも理由としていますが、我が国の国民にとって10年超に及ぶ我が国経済の低迷による所得に対する不安等を考えれば諸控除拡充等の措置は当

然のことであり、その一方でサラリーマン等徴税しやすいところに焦点を当てて徴税を行ってきたというのが実態です。

- (3) こうした現状に加え、将来にわたる社会保障制度改革の方向性が示されない中でどれだけの負担が求められるのか不明確である状況において「個人所得を中心とした増税色に満ちたグランドデザインを実施すること」は、国民の消費活動に甚大な影響をもたらすものと言わざるを得ません。

昨今、「家電類の買い替え需要」、「自動車生産の増」、「クール・ビズ効果」など、持続性という意味において景気押し上げ効果となるのか疑問を抱かざるを得ない一部の数値をもって、政府関係者や一部エコノミストにおいては「個人消費上向きへの期待」を掲げていますが、確固たる景気回復の軌道に乗っていない現在のタイミングで個人所得課税の増税を行うことには反対します。また、同様の観点から「定率減税の廃止」は慎重に検討されるべきであると考えます。

2. 消費課税について

- (1) 消費課税のあり方については、近い将来確実に迎える少子高齢化社会における財政・社会保障制度のあり方と合わせた議論が必要であると考えます。

その際、単に不足する財源を穴埋めするだけの税率引上げの安易な議論ではなく、持続可能な財政及び社会保障制度の再構築に向け十分な議論を行い、その姿をきちんと国民に示した上で国民の理解を得ることがひとつの大前提であると考えます。

また、国と地方自治体においては、誰もが認められる徹底した行財政改革を実現されることがもうひとつの大前提です。その際には、国民の声を十分聴いて対応することが基本であると考えます。以上のような大前提を欠き、将来に向けた道筋が見えないままの消費税率の引上げは、必ず国民に更なる不安を与えることになり反対です。

- (2) 依然として景気低迷が続く中、先述の所得税における定率減税の縮小・廃止等による負担増加が現実のものとなれば可処分所得は今後も実質減少を続けると思われます。

先般、内閣府より公表されました平成17年版国民経済計算によれば、平成15年度の家計貯蓄率は0.5ポイント上昇したとしていますが、平成11年度(10.8%)から平成15年度(7.3%)までの5年間で3.5ポイント下落していることを考えると、0.5ポイントの上昇では個人所得が改善したといえるほどの強さはなく、また、昨今の「個人消費回復の兆し」とする見方についても、多少の支出増を理由として家計部門の改善に波及したと言えるほどの実感はありません。

- (3)徹底した行財政改革及び社会保障制度改革のないままに消費税率引上げとなれば、より一層個人消費の抑制に向い、消費回復の妨げになることは明らかであり、デフレ現象の改善にも悪影響を与えることにもなります。
- (4)国会はじめ関係省庁においては、平成16年4月の総額表示(税込表示)への切り替えに際し、多くの業界の対応に混乱を与えた経緯を忘れてはならないと考えます。今後、消費課税の見直しを行うに際しては関係者の意見が十分反映できる場を設けていくことが必要不可欠と考えます。

< 国 税 >

1. パートタイマーの非課税限度額(103万円)の引き上げ

- (1) 地域に密着して事業展開を行う当業界において、パートタイマーは企業活動を支えるパートナーとして重要であり、また、多様な就労形態を望むパートタイマーにとっても昨今の可処分所得が減少している状況においてパートタイマー収入が家計に占めるウエイトが大きくなっていることから就労の場として重要な位置付けにあると考えます。
- (2) 当業界は、出店地における雇用状況に大きく貢献しています。現行の非課税限度額(103万円)では、子育て、住宅ローン、保健医療・介護等に要する費用の捻出のために労働時間の制約の中で働いているパートタイマーの就労意欲を減退させ、また、年末にかけて就労調整をやむなくさせる等影響を及ぼしており、企業とパートタイマーとの良好な雇用関係の妨げにもなっています。
- (3) 本制度は、パートタイマーにとっても当業界にとっても必要な制度であり、ひいては個人消費の喚起にも繋がるものと考えられ、また、多様で良好な雇用環境をより一層整備するためにも必要と考えられるパートタイマーの非課税限度額(103万円)を引上げていただくよう要望します。

2. 法人税の課税ベース見直し

(1) 交際費、寄付金等の損金制度見直し

(2) 事業用定期借地権契約に基づく借地権上の建物の耐用年数見直し

企業における公的負担が増加する中で、経営改善に向けた企業努力が報われるよう、法人税における課税ベースについて今一度見直し、我が国経済の活性化を図っていくべきものと考えます。

- (1) 交際費は、地域に密着した当業界では周辺地域に対する地域振興・社会貢献活動の一環としての渉外活動等に要する費用は不可欠なものであります。このように、事業活動において最低限必要なものについては経費とし損金算入できるよう見直していただくことを要望します。
また、寄付金は、企業の社会的責務として果たすべき役割の一つである社会貢献と理解しています。企業が社会奉仕活動に積極的に参画できるよう、かつ支援を求めている関係者が円滑に活動できることにつながるよう指定寄付金の範囲及び損金算入限度額を拡大していただくよう要望します。

(2) 事業用定期借地権契約による借地上での建物については、現存建物に対する多額な撤去費用が借主側に発生し、現行の耐用年数による簿価に基づく除去損との損失合計はその年度の収益を大きく逼迫させることから、耐用年数(39年)を借地契約年数に短縮していただきたい。

また、現在資産計上している借地権については、中途解約時あるいは契約期間満了時に一時的に費用処理することとなっています。契約期間での均等償却ができるような償却制度を創設していただきたい。

3. 省エネルギー促進税制の創設

当業界では予てより、地球温暖化防止対策の観点等から省エネルギー促進に向け努力を続けています。新エネルギーの活用や省エネタイプの設備機器の導入等、積極的な省エネルギーに努めています。

地球温暖化防止対策は、国はもとより企業の大小を問わず積極的に取り組むべき課題です。

したがって、更なる省エネルギーの促進に向け、積極的な設備投資に繋がるような実効性のある新たな制度を創設していただきたい。

4. IT投資促進税制の期限延長

IT投資促進税制は、平成18年3月末に期限切れとなりますが、当業界ではPOSレジからの各種商品情報等の入力・出力がより一層高度化されるようなソフトウェア開発に力を入れており本制度の利用が多々あることから、適用期限を延長していただきたい。

また、当業界ではPOSレジ等使用機器については主にリースによる借り上げとなっている。よって、現在、資本金3億円超の大企業については対象外とされているリース契約による機器の導入についても対象としていただくとともに、更に、その対象機器として、例えば電子棚札のようなPCと一体化している機器についても対象とする等、弾力的な運用を図っていただきたい。

5. 17号文書等における印紙税の廃止

作成文書に担税力を求める文書課税は、電子商取引の普及によりペーパーレス化の進む状況において公平性を欠くことから、速やかに廃止することを要望します。

6. ペーパーレス化に向けた電子保存の適用拡大

帳簿書類の保存につきましては、電子保存が認められたことにより、特に

レシート控えの保管コストは大幅に削減されましたが、税務関係の契約書及び領収書等などの書類については、未だ紙媒体により7年間の保存が義務付けられ電子保存の対象外となっています。

しかしながら、近年、環境への配慮による省資源の観点から、あらゆる部署において各種書類等の紙媒体での保管・保存を見直す動きが見られ、ペーパーレス化に向けた取組みが盛んに行われています。

従って、公的書類の保管・保存のあり方についても、こうした状況を十分勘案していただき、かつ企業における保管コストの削減にも有効となるよう、例えば、税務関係の契約書及び領収書など、電子保存対象書類の範囲をより一層拡大していただきたい。

< 地方税 >

1. 外形標準課税制度における課税標準(付加価値割)の見直し

法人事業税において、地方分権を推進する上で行政サービスの安定とその受益関係から、全ての企業に対して広く薄く税負担を求めるとの趣旨は理解します。

しかしながら、外形標準課税は、資本割(資本金・出資金・資本積立金)と付加価値割(報酬給与額・純支払利子・純支払賃借料・単年度損益)を課税標準としており、応益課税として既に負担している法人住民税の均等割、固定資産税との二重課税であると思われますし、また、複雑な地方税制の課税制度をより複雑にしていると思われます。

更に、実質的な賃金課税の要素が大きい本制度は、店舗運営(商品の提供等)を行うに当たり人力に頼らざるを得ない、いわゆる労働集約型の当業界にとっては、企業経営を圧迫し地域雇用にも深刻な影響を及ぼし、結果として個人消費や景気の回復にもマイナスになると思われます。

したがって、まずは各自治体における行財政改革を早急に実現しつつ、付加価値割について更なる課税標準の見直しをしていただきたい。

2. 事業所税の廃止

事業所税は道路、公園、上・下水道、教育文化施設などの都市環境の整備及び改善に関する事業費用に充てることを目的に、都市の行政サービスと所在する事業所等の受益関係により事業所等に対し課されており、その目的は十分に達成されていると理解しています。

また、事業所税は従業員割として人件費への課税、資産割として建物床面積への課税と法人事業税及び固定資産税と二重課税となっていることから、速やかに廃止していただきたい。

3. 法人住民税の検討

(1) 均等割課税方式の是正

(2) 申告納税制度の見直し

- (1) 法人住民税については、所得に関係なく事業規模及び従業員数を基準に課税されますが、労働集約型の業種には過重となり、製造業等との業種間に不均衡が生じています。また、業態・店舗規模により従業員数にバラツキがあることから、現在の事業規模、従業員数の基準では非常に大きな格差が生じています。現行50人を境とする区分を100人までは10人単位とし、それ以上については50人単位とする等の細分化や従業員1人当たりの均等割額を決め算出する等見直していただくよう要望します。

- (2) 法人住民税の自治体ごとの申告納付では非常に大きな事務負担となっています。ちなみに、申告納付へは 1 人で、申告書作成準備 2 5 時間、発送準備 1 2 時間、納付手続 3 時間の概ね 4 0 時間を費やす企業もあります。したがって、申告書、納付書の電子化を図り、都道府県への一括納付とし市町村へ分配する等していただくことを要望します。

4 . 納税事務の簡素化

全国展開により広域的に事業活動を行う当業界では、都道府県、市町村ごとの納税事務は多大な事務負担となっていることから、本部所在地での一括納付を可能とするなど申告納税先を集約し納税事務を簡素化するよう要望します。

以 上